明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕　一
○天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行期日を定める政令（三〇二）
○難病の患者に対する医療等に関する法律施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（三〇三）
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三〇四）

〔告　示〕　二
○国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約へのフィジー共和国の加入に関する件（**外務**四〇五）
○国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書へのフィジー共和国の加入に関する件（**同**四〇六）
○国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書へのフィジー共和国の加入に関する件（**同**四〇七）
○農薬を登録した件（**農林水産**二〇七三～二〇七六）
○農薬を再登録した件（**同**二〇七七、二〇七八）
○農薬の登録が失効した件（**同**二〇七九）
○都市計画に関する件（**関東地方整備局**二九二）
○道路に関する件（**中部地方整備局**九八～一〇〇）
○道路に関する件（**九州地方整備局**一八七）

〔人事異動〕　三
内閣　内閣府　最高裁判所

〔皇室事項〕
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）

〔官庁報告〕
労　働
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）
国家試験
製造たばこ小売定価関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

〔公　告〕
諸事項
官庁

本号で公布された法令のあらまし

◇**天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行期日を定める政令**（政令第三〇二号）（内閣官房）　三
天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成二九年法律第六三号）の施行期日は、平成三一年四月三〇日とすることとした。　四

◇**難病の患者に対する医療等に関する法律施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令**（政令第三〇三号）（厚生労働省）　七
一　難病の患者に対する医療等に関する法律施行令の一部改正関係　七
指定都市が処理する難病の患者に対する医療等に関する事務・権限を、地方自治法施行令において規定するものとした。（第一条関係）　八
二　地方自治法施行令の一部改正関係　八
指定都市が処理する難病の患者に対する医療等に関する事務・権限を、難病の患者に対する医療等に関する法律及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行令の規定により都道府県が処理することとされている事務とすることとした。（第二条関係）　八
三　施行期日等　八
1　その他所要の経過措置及び施行前の準備に関する規定を設けることとした。（附則第二条～第五条関係）　八
2　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。　九

◇**化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第三〇四号）（経済産業省）　一〇
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二九年法律第五三号）（同法附則第一条第一号及び第二号の規定を除く。）の施行期日を平成三〇年四月一日とすることとし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日を平成三一年一月一日とすることとした。　一二

政　令

天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行期日を定める政令

天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年十二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百二号

天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行期日を定める政令

内閣は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成二十九年法律第六十三号）附則第一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行期日は、平成三十一年四月三十日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三

難病の患者に対する医療等に関する法律施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年十二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百三号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令

内閣は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）の一部の施行に伴い、同法第四十条及び附則第十三条並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の規定に基づき、この政令を制定する。